

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 三重県

策定：令和 2 年 7 月 16 日

変更：令和 3 年 6 月 14 日

変更：令和 4 年 3 月 29 日

I 収益性向上対策

1 目的

本県には、温暖な気候、南北に細長い地形等の地理的条件を活かし、稲、麦、大豆、茶、花き、柑橘などで全国に誇れる産地が多く存在しているが、環太平洋パートナーシップ協定等の発効を受けて、その影響が少なからず想定されている。このため、産地が地域の営農戦略に基づき関係機関と連携して実施する、地域の強みを活かしたイノベーションの実現に向けた取組を総合的に支援し、産地の収益力の強化を図る。

2 基本方針

作物名	
園芸作物	<ul style="list-style-type: none"><li>・園芸作物は、野菜、果樹、花き、茶とする。</li><li>・園芸作物産地は、野菜、果樹、花き、茶を生産し、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に定める面積要件の規模以上であることとする。また、野菜については産地強化計画（平成13年11月16日付け13生産第6379号農林水産省生産局長通知）、果樹については果樹産地構造改革計画（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）が策定されている産地を優先する。</li><li>・地域の強みを活かしたイノベーションを実現するために行う取組のうち、「産地間競争への対応」、「気象条件の変化への対応」、「労働力の減少への対応」、「スマート農業の推進」、「省エネルギー化への対応」の5つの取組を重点取組と位置付ける。</li><li>・重点取組に対し、「販売額の10%以上の増加」、「生産コストの10%以上の削減」、「燃油使用量の15%以上の低減」等を目標として、産地が一体となった積極的な取組みを支援する。なお、スマート農業推進枠については、「販売額の15%以上の増加」等を目標とした取組とする。</li><li>・産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第3に定める地域農業再生協議会長、三重県農業再生協議会長及び果樹産地協議会長が認める産地を対象とする。</li><li>・園芸作物は、総販売額又は総所得額等を成果目標とできることとする。</li></ul> <p>《目標年度の設定について》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・果樹については、新植・改植を伴う取組の場合、苗木定植後2～3年の養成期間を要し、安定した収量を確保するためには5年程度かかることから、目標年度を事業実施年度から逆算して5年までの範囲内において設定できるものとする。（ただし、最長の5年を設定した場合は、事業実施年度の4年度目に中間的な評価を実施する。）</li></ul>

土地利用型作物	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地利用型作物は、地域農業再生協議会が定める水田収益力強化ビジョンに位置付けられた稲（WCS、飼料用米、主食用米）、麦、大豆、そば、なたねとする。</li><li>・土地利用型作物産地は、稲、麦、大豆、そば、なたねを生産し、産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に定める面積要件の規模以上であることとする。</li><li>・地域の強みを活かしたイノベーションを実現するために行う取組は、土地利用型作物を対象に「販売額の10%以上の増加」、「生産コストの10%以上の削減」等を目標とした取組とする。なお、スマート農業推進枠については、「販売額の15%以上の増加」等を目標とした取組とする。</li><li>・産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱第3に定める地域農業再生協議会長及び三重県農業再生協議会長が認める産地を対象とする。</li></ul>
---------	--



## ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
園芸作物	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱及び同要領に定められた要件のほか、地域協議会長等が作成した「産地パワーアップ計画」の目標達成に直接資する生産資材の導入等や農業機械等の導入及びリース導入を対象とする。 なお、果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種は、県の振興品目として位置づけられるものとし、平成30年産特産果樹生産動態等調査において「産地パワーアップ計画」を策定する産地内に1ha以上の面積があると報告されているものに限る。
土地利用型作物	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱及び同要領に定められた要件のほか、地域協議会長等が作成した「産地パワーアップ計画」の目標達成に直接資する農業機械等の導入及びリース導入を対象とする。

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

## ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
園芸作物	実施要綱、実施要領のとおりとする。
土地利用型作物	実施要綱、実施要領のとおりとする。

## (2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### ○整備事業

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号、農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）第3に掲げる関係書類をもって確認する。

### ○生産支援事業

下記の書類をもって確認する。

#### 1 計画申請時

##### 【確認書類】

- ・取組主体事業計画書
- ・農業機械及び資材等が適正規模であることがわかる書類
- ・燃油価格高騰対策の加入に関する誓約事項への同意（施設園芸省エネルギー転換枠の場合）
- ・概算見積依頼書等（3社以上）の写し
- ・カタログの写し 等

#### 2 請求時

##### 【現地検査】

- ・農業機械の型番及び資材の規格などがわかる写真等

##### 【確認書類】

- ・助成金申請書
- ・入札見積関係書類（3社以上）
- ・契約書
- ・請求書
- ・支払先に関する委任状（リースの場合）
- ・納品書
- ・領収書（支払い済みの場合）
- ・納品確認写真 等

## 6 取組主体助成金の交付方法

知事は、東海農政局長または基金管理団体から助成金の支払いを受けた場合は、その内容を確認の上、原則市町を通じて速やかに取組主体に助成金を支払うこととする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対し、地域協議会等を通じて事業実施前に次の重要事項を周知する。

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
- 補助金の仕入れに係る消費税等相当額の返納
- 財産の管理等
- 財産処分の制限
- 取組主体事業計画の評価

## 8 その他